

損害防止機器助成金を交付いたします

事業の健全な運営を図るために、対象機器を平成 30 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に購入した組合員の方に、機器を購入した経費の一部を助成いたします。

交付対象者

平成 30 年度農作物共済または、畑作物共済に加入されている方。

交付を申請するときは

交付対象となる機器の購入がある方は、管轄支所にある「交付申請書」に必要事項を記入し、購入額を証明できる領収書等の写しを添付して、平成 31 年 1 月 21 日までに支所に提出してください。

助成金の交付決定は年度内となります。該当者には通知書が送付されます。

(交付にかかる留意点)

交付対象者 1 名当たりの 助成金の合計は、15 万円を限度とします。

この助成金にかかる交付総額は、予算の範囲内といたします。交付申請額が予算額を超えた場合は、交付対象者全員に按分計算して交付いたします。

按分前の助成金が限度額の 15 万円の場合は、15 万円に按分率を乗じて得た金額を交付いたします。

交付対象機器

背負式動力散布機

1 台当たり購入額の 10 分の 1、または 1 万円のいずれか少ない額を交付します。ただし、1 台当たり購入額が 6 万円以上のものに限りません。背負式動力噴霧器は対象外ですのでご注意ください。

動力噴霧機（器）

1 台当たり購入額の 10 分の 1、または 5 万円のいずれか少ない額を交付します。ただし、1 台当たり購入額が 25 万円以上のものに限りません。

農業散布ドローン

1 台当たり購入額の 10 分の 1、または 7 万円のいずれか少ない額を交付します。ただし、1 台当たり購入額が 40 万円以上のものに限りません。

水田乗用管理機 (ブームスプレー)

1 台当たり購入額の 10 分の 1、または 10 万円のいずれか少ない額を交付します。ただし、1 台当たり購入額が 50 万円以上のものに限りません。